

拝啓 社長殿



(真冬の諏訪湖畔)

FPT 株式会社 FPタックス

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-56-3743 / FAX 0266-58-7843

<http://www.fp-tax.com>

info@fp-tax.com

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

info@asakura-office.net

今回のテーマ	『保険の見直し3 ～前提となる公的保険 ② 高額医療費制度～』	C F P 小 口 厚
--------	------------------------------------	-------------

前回は、保険の見直しの前提となる、「公的保険制度」の中の「遺族年金」と「障害年金」をご紹介しましたが、今回は高額医療費制度についてご紹介します。

<高額医療費制度>

健康保険加入者が支払った1ヶ月当りの自己負担額が一定額を超えると、後に払い戻しされる制度

- (1) 1ヶ月当りの自己負担額の計算方法（70歳未満の場合、70歳以上では更に低額となる）

所得条件	自己負担額上限	4回目以降 ※3
①低所得者 ※1	35,400円	24,600円
②高所得者 ※2	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
③上記以外	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円

※1 生活保護の被保護者や市町村民税非課税世帯などの方

※2 健保加入者は標準報酬月額が53万円以上、国保加入者は所得金額が670万円以上の被保険者及びその被扶養者

※3 高額医療費に該当となる療養を受けた月以前の12か月間における高額医療費の該当回数が4か月以上となる場合

- (2) 世帯合算

同一世帯内で、同一月における自己負担額が21,000円以上の人が2人以上いる場合の自己負担限度額は、それぞれの医療費を合算し、A又はBに当てはめて算出した金額となる。

- (3) 注意する点

- ① 保険対象とならない費用は、払い戻しされない

→ 保険給付の対象とならない（差額ベッド代、食事代、高度先進医療費等）は支給対象にはならない

- ② 所得金額により自己負担額は異なる

- ③ 高額医療費制度の計算は、当月1日から末日である（総支払額で計算するのではない）

→ 1つの病気による入院が2ヶ月以上に渡った場合でも、月単位で算出されるため、支払総額では、計算上、払い戻しの対象になっても、実際は、払い戻しの対象にならない場合もある

(例) 所得条件③の該当者で、入院期間 H20/1/15～2/10

入院費が、1/15～1/31分 70,000円、2/1～2/10分 50,000円 の計120,000円とする

H20/1月分計算 70,000円(支払額) < 80,100円(自己負担上限額)

H20/2月分計算 50,000円(支払額) < 80,100円(自己負担上限額)

↓

支払い総額での計算でなく、月単位での計算のため、払い戻し金額は0円

今回のテーマ	税制改正情報 第11号 同族会社等の範囲	大久保 久美子
--------	-------------------------	---------

今回は、さまざまな特例等にかかわる同族会社等の範囲について、みていきましょう。

1. 同族会社

同族会社は、法人税法第2条第10号において、「会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。」と定められています。

つまり、「株主等の3人以下とその特殊関係者等の出資割合等が50%を超える会社」ということができます。

特殊関係者等とは、個人の場合、①株主等の親族、②株主等の内縁関係者、③株主等の個人的使用人、④その他その株主等によって生計を維持している者、⑤②～④の者と生計を一にするこれらの者の親族をいいます。

法人の場合には、①株主等の1人が支配している会社、②その株主と①の会社とで支配している会社、③その株主と①及び②とで支配している会社をいいます。

また、出資割合等は、①発行済株式、②出資、③議決権、④合名会社等の社員株主等の、いずれかの割合をいいます。

2. 被特定支配法人

特定支配関係について、法人税法第57条の2に、「内国法人で他の者との間に当該他の者が当該内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいい、政令で定める事由によって生じたものを除く。」とあります。

つまり、被特定支配法人とは、「一の法人又は個人の株主等に、発行済株式等の総数の50%を超える株式等を直接又は間接に保有されている法人」ということができます。

3. 特定同族会社

特定同族会社は、「被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの（資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるものを除く。）をいう。」と法人税法第67条に規定されています。

また、その第2項において、「被支配会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の1人並びにこれと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。」と規定されています。

つまり、特定同族会社とは、「被支配会社でない法人である株主を除いた、一の株主とその特殊関係者等の出資割合等が50%を超える会社」ということができます。

今回のテーマ

相続にまつわるQ&A集シリーズ ③

税理士 朝倉 令子

Q4 配偶者の税額軽減とはどのような制度ですか

A4 配偶者が財産を相続すると、配偶者の法定相続分と1億6,000万円のうち、どちらか大きい金額までは相続税がかかりません。

これを、配偶者の税額軽減といいます。

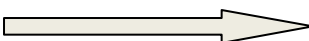


長年共同生活を営んできた配偶者に対する配慮、被相続人が死亡した後の老後の生活保障などの理由から、軽減措置が設けられています。

この特例は、相続税の申告期限（相続が開始してから10カ月以内）までに遺産が分割されていなければ適用を受けることができません。未分割の場合は法定相続分でいったん申告し、その後申告期限から3年以内に分割が確定した場合には、この特例の適用を受けた申告書を再度提出することで適用が受けられます。

また、相続税の申告書を提出することがこの特例の適用を受けられる条件になっていますので、相続税がかからない場合であっても、相続税の申告書を提出する必要があります。

たとえば・・・相続人が配偶者と子供の場合

【遺産額】

- 1億6,000万円まで 
- 1億6,000万円超3億2,000万円まで 
- 3億2,000万円超 

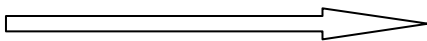
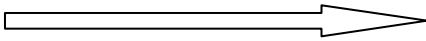
☆相次相続控除や第2次相続は考慮していません

【有利な遺産分割の仕方】

- 配偶者が遺産の全部を相続する
- 配偶者が1億6,000万円、残りを子供が相続する
- 配偶者が法定相続分を相続する

相続税の計算上認められる養子の数には制限がある

養子は法定相続人になりますが、相続税法上は、基礎控除等を計算する際には一定の制限があります。

- ☆実子がない場合  2人までOK
- ☆実子がいる場合  1人のみOK

(注) 上記の要件に当てはまる場合でも、税の負担を不当に減少させる目的である場合には、その養子はみとめられません

次号の予告

1. 保険見直し4～保険見直しの前提となる公的保険③ 傷病手当金～
2. 税制改正情報 第12号 電子証明書等特別控除
3. 相続にまつわるQ&A集シリーズ ④